

**重要**

# (国費) 経営継続補助金のお申し込みについて

## 第2次募集 締切: 令和2年11月6日(金) 厳守

※本補助金は一定の経営規模で農畜産物を出荷販売する農業者の「経営の継続」への取り組みを支援するものであり、経営規模や販売額によっては対象にならない方もおります。

※1次募集で採択(合格)を受けた方は、2次募集では申請できません。

※締切が迫っており、他の補助金よりも目的が多岐にわたるため、申請書類作成にご協力いただくことが必要です。

※1次募集で採択実績のある機械装置であっても、2次募集では認められない可能性があります。

【主な補助対象と条件等についての補足事項】

### ①経営継続に関する取組に要する経費 (補助率3/4、補助金上限100万円)

・経営継続に関する様々な取組に要する経費が対象となっていますが、申請のメインは機械装置等となります。なお、5月14日以降に納入したもの(すでに導入したもの)も対象となり得ます。また、複数の機械装置等でも構いません。 ※機械装置等の新規導入が原則(更新不可)

・「人との接触機会を減らすために導入する機械装置等」が事業費の1/6以上を占める必要があります。(人との接触機会をどの様に軽減できるのかがポイント)

・施設関連に対する経費は、人との接触機会を減らすものであっても対象にならないものがあります。(不動産的要素がある建物等)

・お申し込み時に見積書(1社でも可)、支払い済みの場合は振込受付書等の支払い証明の提出が必要です。今回の締切までに見積書が間に合わない場合、申請額と同額の正確な見積書を締切後、速やかに提出して下さい。

・購入先が当JAである場合、見積書は当JAで作成するので提出される必要はございません。

・軽トラ等の農業用車両の申請も可能ですが、軽トラ等の農業用車両のほか、上記の「人との接触機会を減らすため」の別の機械装置の同時導入が必須となります。

・軽トラ等の農業用車両を申請する場合は、車両本体価格のみが対象となり、オプションや諸経費は対象外となります。また、導入後、車両使用日報等の記録を残す義務が生じますのでご注意ください。

・審査を経て採択された場合、機械装置等の納入および業者への代金支払いは令和3年2月28日までに申請者自らが行う必要があります。(補助金の入金前に一端は全額自己資金で支払う必要があります。また、原則、口座振込による支払いでないと認められません。)※納品書、請求書、支払証明を提出

・2次募集の採択結果時期に関するスケジュールは示されておきませんが、年明け後に結果が出るのが想定されます。

・不採択時のリスクを承知のうえ、補助金交付決定前に導入することも可能です。(事前着工可)

・採択された場合であっても、補助金の振込みは令和3年3月以降になります。

・グループ(共同)申請も可能です。法人は従業員20名以下の要件があります。

・提出する決算書の内容によっては、農畜産物の販売状況などで不採択になる場合があります。

・その他、年齢や今後の経営継続に関する審査で不採択になる場合があります。

・補助金受給後、経営を断念した場合に返還義務が生じる場合があります。(経営継続が条件であるため)

### ②感染拡大防止の取組に要する経費 (補助率100%、補助金上限50万円)

・農水省のホームページで詳細をご確認ください。

・1次募集の結果を見ますと、相当ハードルが高い事業となっておりますので、説明を省略させていただきます。申請をご検討される場合は個別にご相談に応じます。

①②ともに国の会計検査の対象事業となりますので、ご注意願います。

【経営継続補助金のお申し込み要領】

◆必ず別紙「経営継続補助金 参加申込書」にご記入いただき、見積書、印鑑をご持参し、当JAへ来所のうえお申し込み下さい。(ファックスでのお申込は不可)

◆三石農業青色申告会員およびJA記帳代行者以外の方は、直近の所得税確定申告書、青色決算書(白色は収支内訳書)をご持参ください。(法人の場合は、直近の貸借対照表および損益計算書)

お問合せ先: JAみついし 営農部 (農産課、畜産課まで)